

## 高齢職員の能力・経験の活用等に関する検討会 開催要綱

### 1 目的

公的年金の支給開始年齢が引き上げられることに伴い、雇用と年金の接続を図るため、地方公務員においては地方の実情に応じて必要な措置を講ずるよう要請されている。こうした状況の中で、消防の職場・業務の特性を踏まえつつ、消防力を維持しながら再任用職員（高齢職員）がこれまで培ってきた多様な専門的知識や経験を積極的に活用するために必要な条件等について検討することを目的とする。

### 2 検討項目

- (1) 再任用職員を配置できるポスト（職場）確保の方策について
- (2) 再任用職員がこれまで培った知識や経験を活用できる職域について
- (3) さまざまな職域で再任用職員が活躍するための人材育成法について
- (4) 再任用職員を積極的に活用するための体力管理及び安全管理対策について

### 3 検討会について

- (1) 検討会は、座長及び構成員をもって構成する。
- (2) 座長は消防庁審議官とする。また、構成員は地方公共団体の関係者及び消防防災関係者等の中から消防庁長官が委嘱する。
- (3) 座長は検討会を代表し、会務を総括する。
- (4) 座長に事故がある場合は、座長の指名する者がその職務を代理する。
- (5) 座長は、必要があると認めるときには、オブザーバーの出席を認めることができる。

### 4 任期

座長及び構成員の任期は、委嘱の日から平成26年3月31日までとする。

### 5 事務局

消防庁消防・救急課に事務局を置く。

### 6 雑則

この要綱に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。